

会議録

- 1 附属機関の名称 犬山市環境審議会
- 2 開催日時 令和元年 10月16日（水）14時00分から 16時00分まで
- 3 開催場所 犬山市役所 2階 205会議室
- 4 出席者

<委員>

会 長	林 進	委 員	石 橋 整 司
副 会 長	若 井 宗 臣	委 員	佐 野 八 重
委 員	水 野 正 光	委 員	高 木 順 二
委 員	久 世 高 裕	委 員	仙 田 亨
委 員	梅 田 千 里	委 員	木 藤 久
委 員	松 山 運 美	委 員	国 枝 悦 明
委 員	安 達 英 昭	委 員	土 屋 美 次

犬 山 市 長

山 田 拓 郎

<事務局>

経済環境部長	永 井 恵 三	環 境 課 長	高 木 衛
環境課長補佐	小 笠 原 健 一	環 境 課	丹 羽 良 夫
環 境 課	小 木 曾 裕 二	環 境 課	平 野 幸 奈
委 託 事 業 者	田 中 和 幸		

<欠席委員>

副 会 長	水 谷 潤 一	委 員	松 尾 直 規
委 員	水 野 修	委 員	倉 地 直 文
委 員	服 部 良 一	委 員	半 谷 美 野 子

5 議題

【協議事項】

(1) 犬山市環境基本計画の総括（案）について

【報告事項】

(1) 犬山市環境基本計画策定について

(2) 審議会委員の委嘱期間満了について

6 傍聴人 0人

7 議事録

発言者	発言
司 会	<p>はい。</p> <p>本日はお忙しい中、ご出席いただきありがとうございます。</p> <p>予定の時刻となりますので、ただいまより令和元年度第1回犬山市環境審議会を開催させていただきます。佐野委員は、10分ほど遅れるということのご連絡いただいておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>私は、本日の司会を務めさせていただきます、犬山市環境課の高木と申します。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日の審議会の会議録は犬山市附属機関の会議の公開に関する要綱第5条第3項に基づき、議事録等を公開させていただきます。また、第4条に基づき、傍聴を認めておりますのであらかじめご了承ください。</p> <p>なお本日は、環境基本計画の改定に係る委託業務の受託先である「知識経営研究所」も同席させていただいておりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>それでは、環境審議会の開会にあたり、市長よりごあいさつを申し上げます。</p>
市 長	<p>皆さんこんにちは。</p> <p>今日は環境審議会ということで、定刻にお集まりいただきありがとうございます。</p> <p>現在、環境基本計画の策定に向けた市民の皆さんとのワークショップを順次進めているところで、また前回、この総括の部分についてもいろいろ提示もさせていただきながら、改めて今日諮問させていただき、またこれからの環境基本計画を作っていく上で、やはりしっかり、この総括をして、それを踏まえて、これからの、基本計画の展開も、また意見をお伺いしながら、よりよい計画を作っていくたいと思っておりますので、委員の皆様方にはいろんな角度でご議論いただきまして、またご指導いただきますこと、よろしくお</p>

願い申し上げまして、簡単ですが、私から冒頭の挨拶とさせていただきます。
よろしくお祈いします。

司 会

はい、ありがとうございます。

それでは、今回初めて委員となられた方もお見えになりますので、本審議会の趣旨について説明させていただきます。

本審議会は環境基本法第 44 条の規定に基づき、環境の保全等に関して基本的なことを調査審議するために設置された審議会となっております。

続きまして所属団体での役員改選や人事異動等により、前回の会議以降に 3 名の委員が新たに就任されましたのでご紹介させていただきます。

お手元の資料の中に名簿をお配りしておりますのでご覧ください。

なお、犬山市環境基本条例第 27 条第 3 項により、後任委員の任期は前任者の残任期間となります。大変短い期間となりますが、よろしくお祈いいたします。では、お名前の紹介をさせていただきます。

犬山工場公園工業会 服部良一様。

本日ご欠席の連絡をいただいておりますが、犬山市町会長連合会 水野修様。

続きまして、犬山市小中学校校長会、高木順二様です。

また、水野正光委員、久世委員におかれましては、議会からの推薦により、令和元年 8 月 30 日付で、環境審議会委員を委嘱させていただいておりますので、引き続きよろしくお祈いいたします。

本来であれば、委嘱状を市長よりお渡しさせていただくところですが、時間の都合により、お手元にお配りさせていただきましたのでご確認をお祈いいたします。

審議会の開催にあたり、水谷副会長、服部委員、水野修委員、松尾委員、倉地委員、半谷委員から欠席のご連絡をいただいておりますのでご報告します。

それでは次第 3 の諮問にうつらさせていただきます。

犬山市環境基本条例第 26 条に基づき、市長から本審議会に対し諮問させていただきますので、林会長、よろしくお祈いいたします。

市 長

はい。

令和元年 10 月 16 日。

犬山市環境審議会会長林進様。

犬山市長山田拓郎 犬山市環境基本計画の総括（案）について、（諮問）犬山市環境基本条例第 26 条に基づき、犬山市環境基本計画（平成 14 年度策定）の総括（案）について、貴審議会の意見を求めます。よろしくお祈いします。

司 会

ありがとうございます。

それでは、市長は他に公務がございますので退席をさせていただきます。

(市長退席)

それでは議事に入ります前にお手元にお配りさせていただきました資料の確認をさせていただきます。よろしいでしょうか。

「令和元年度 第1回犬山市環境審議会次第」、「犬山市環境審議会の概要」、「犬山市環境審議会委員名簿」、資料1といたしまして「犬山市環境基本計画の総括」、資料2としまして「犬山市環境基本計画に係るアンケート調査報告書速報版」について以上でございます。資料の過不足、また、今日、事前お配りした資料をお持ち、いただけなかった方については資料の予備を用意しておりますが、よろしいでしょうか。申し訳ございません。あと、「犬山市における土壌汚染について」としてクリップ留めのA4 4枚のものも一緒に配布させていただいております。

では、ここで誠に申し訳ありませんが、経済環境部長から一言皆様に申し上げます。

事務局

はい、いつもお世話になっております。経済環境部長の永井でございます。議事に入る前に、お詫びではございませんが、一言申し上げたいと思っております。

当環境審議会の運営につきましては、3月19日に先般は開催いたしております。予定では、5月に当初は今回の環境審議会を開催する予定でございましたが、3月19日の審議会において委員の皆様から、多岐に渡るご意見を頂戴しましたので、それを総括という形の中でまとめるのに、時間がかかりましたので、本日10月16日の開催となりました。今後につきましては、円滑な審議会の事務局としての運営に心がけて参りますので、よろしくおねがいします。以上でございます。

司 会

はい、それでは 議事に移ります

なお議事につきましては、条例第28条の規定に基づき 審議会の会長が会議の議長となることになっております。

議事録の作成上、発言においてはお一人ずつ会長の指名に基づいてお願いしたいと思っております。

それでは以後の進行は、林会長にお願いします。

会 長

それでは以後の議事の進行役をすすめさせていただきます。

みなさまのご協力をお願いします。本日会議は2時から4時までには終了したいと考えておりますので、議事進行に協力していただきたく存じます。

本日の審議会につきましては、13名、1人少し遅れるという連絡いただいておりますが、13名の委員が出席しておられますので、犬山市環境基本条例第28条第2項の規定により、本日の審議会は成立をしていることを確認させていただきます。

また本日の会議の議事録を公表するにあたり、会議録の確認者として、2人

の委員を指名させていただきますが、議長の権限で指名するということになっておりますのでご了承いただいて、梅田委員と、松山委員を指名いたしたく存じますが、よろしいでしょうか。では、後日議事録作成の際に、署名していただければと思います。よろしく願いいたします。

それでは、本日は先ほど市長から諮問いただきましたお手元に配布されております「犬山環境基本計画の総括（案）」について、諮問されましたので諮問を受けて、この件につき審議するというので、説明させていただきます。それでは事務局、資料1により説明していただき提案、お願いいたします。

事務局

皆さん改めましてこんにちは。環境課の小木曾と申しますよろしく願いいたします。

協議事項の1ということで、「犬山市環境基本計画の総括（案）」についてご説明いたします。

環境基本計画ですが、平成14年に作成、策定されましたけれども、こちらは前回3月19日の審議会におきまして、委員の皆様にご審議をいただきました。その際、委員の皆様からいただいたご意見をもとに、再度総括案を作成いたしましたので、ご説明をさせていただきます。

事前に配布させていただきました資料、「犬山市環境基本計画の総括（案）」クリップ留めの資料をご覧ください。

まず最初に、申し訳ないのですが、修正訂正が1ヶ所ございますので大変申し訳ございませんがご説明させていただきます。

19ページになります。中段に③生活ビジネススタイルの変革という項目がございます、こちらの下2段ですね、低公害車の普及運転マナーの啓発エコドライブという施策に関しまして、こちらの評価が、皆様の資料では○になってしまっておりますが、こちらは実施状況を確認いただきまして、実施できていないということで、申し訳ございません×という評価に修正を、お願いをしたいと思っております。③の項目、下2段を、○から×ということで修正のほうお願いをいたします。大変失礼いたしました。

それでは、ページの方の開いていただきまして、2ページをご覧ください。2ページの方が、総括の概要ということで、記載させていただきました。こちら平成14年3月に策定いたしまして、平成22年度までを、当初の計画期間ということにしておりましてけれども、8年以上の期間が経過しているということで、ちょっとそこは、平成30年度の時点から、把握できる情報をもとに総括をさせていただきます。

こちらは大きく四つの施策に関しまして、評価をしております。項目がですね、1、2、3、4と大項目がございます、その項目の中に、例えば1-1、1-2といった中項目、小さな項目という区分がされておりますことをご確認ください。

続きまして3ページになります。こちらでは総括の評価方法というものを記載させていただきます。こちらは前回の審議会でも、ご指導ご意見いた

だきました定量的な指標等の設定ということです。こちらの方は過去の記録等調べさせていただいたところ、従前値等についても確認できませんでした。

そのため、市民、事業者の皆様等にヒアリング等させていただきまして、こちらは定性的な評価というふうな形で、総括をさせていただいております。また二番の評価基準の設定ということで、(1) 市の実施状況につきましては、○△×の評価、それから(2)(3)、(2)につきましては、市民、事業者の実施状況ということで、ヒアリングやアンケートの回答を基にこちらの方で意見をまとめさせていただきました。

アンケートというものは、今年の7月に犬山市環境基本計画策定に係るアンケートということで、市内の市民の皆様また事業者の皆様を無作為抽出いたしまして、お答えいただいております。

また(3) 分野別の評価ということで、こちらは先ほどご説明しました1、2、3、4の大項目ですね、大きい項目に関して、それぞれの評価をさせていただいております。

それでは第3章ということで4ページ以降の説明になります。こちらが具体的に、まず1番としまして、「宝としての犬山の自然をどう守り育てていくか」という項目になっておりまして、1番こちら市による、実施評価ということで、項目がございます。

こちら○×△の評価をさせていただいております、こちらは3月にも、総括の案という形でお示しをさせていただいております。

また、こちらの項目をまとめて、市民、事業者の実施状況としまして8ページをご覧ください。

8ページをご覧くださいますと、(2) 市民事業者による実施状況ということで、こちらが、ヒアリング、アンケートをもとにまとめさせていただいた、実施状況となっております。こちらをご覧くださいますと、市民、事業者様へのヒアリングということで、回答として多かったものは、やはりあの地域での清掃活動の実施ということに関しては、結構ほとんどの団体で、活動がされているというような回答いただいております。ただ一方ですね、観察会保全活動などではですね、あまり参加できていないという意見が、多くありました。

こちらはアンケートにおきましても同様の回答の比率が割と多く、意識はあるんだけど、活動が実際にできていないというような傾向を確認させていただきました。

続きまして(3)、下のですね、「分野別の評価」というところになります。こちらにつきましても、今申し上げました通り、取り組み状況としては、高いとは言えないという状況です。犬山市は自然豊かであるという意見は多く、清掃活動等に参加できているけれども、自然を保全する活動とか、そういったものは、意識はあるんだけど、実際に取り組めていないというようなまとめができる、ということで評価させていただきました。

続きまして9ページ。2番の項目になります。

こちら「家庭での話し合いによる生活環境の向上」という項目になります。こちらの項目は、大きくごみの関係っていうふうにとらえられていただくとよろしいかと思っております。

こちらの最初の(1)に関しましては、施策の市の実施状況の評価を○×△で評価をさせていただきます、13ページですね。13ページ、こちらが市民、事業者による実施状況になります。こちら、市民、事業者のヒアリングに関しましては、やはりごみの分別っていうのが、かなりの高い割合で、皆様意識して取り組みができていたということがわかりました。

また、ごみゼロ運動の定着というの、地域でかなりの高い割合で定着しているということが伺うことができました。ただ、一方問題としまして、不法投棄、こちらが絶えないという問題は、どちらの地区でもやはり問題という意識が高いというようなことも、わかりました。また事業者様によるヒアリングに関しまして、廃棄物に関する取り組みというのは、概ねの事業者で実施できているという状況でありましたので、まとめさせていただきます。

続きまして(3)の「分野別評価」というところで、今の実施状況によるまとめをさせていただきます。やはりごみの減量清掃活動については、取り組み十分実施されている、アンケートにおきましても満足度は高いという結果になっておりますけれども、やはり課題としては、不法投棄ですね、あの地域での監視体制の強化、そういった課題解決などが必要ではないかというような評価をさせていただきました。

続きまして14ページ3番、「住み続けたいと胸を張って言える町」という項目になります。

こちらと同様に、(1)は、市の実施状況の評価ということで、○×△の評価となっております、17ページ、こちらに同じく市民、事業者様のヒアリング、アンケートによる実施状況まとめさせていただきます。

地域によって河川のごみ拾いとか、草刈というのは定期的実施されているということがわかりました。また、個人による防犯対策というの、アンケートでは実施しているという回答もございました。

また、地域で抱える問題を解決する取り組みということで、一つ事例として上げさせていただきますが、地域で子供たちに、米づくり体験の開催だとか、遊休農地に花を植えたりということで、地域で抱える問題をそれぞれの地域で解決していく取り組みもございました。

また事業者によりますと、事業者周辺の清掃活動の実施率が高いという回答でした。

3番、(3)番の分野別評価ということで、こちらは、住みやすい街づくりということで、防犯対策、安全パトロールの監視など、安全安心なまちづくりというのを地域の皆様が率先して取り組んでいるということで評価をさせていただきます。

また、先ほどの2番の項目の時と同じように不法投棄や空き缶や吸い殻のポイ捨てといったものも地域で問題があるということで、住みやすい町にまちづくりという観点で、こちらの3番の項目でも評価をさせていただいております。

続きまして18ページ4番の項目、「青い空とおいしい水を子どもたちに」こちらでは、1番は同様に市の評価、市の取り組みということで○×△で評価をさせていただきまして、24ページに、また市民、事業者による、実施状況ということで、(2)番24ページの(2)番、省エネに対する意識です。こちらはアンケート、またヒアリングにおいても、かなり高い意識はあるということがわかりました。節電や、照明のLED化などすでに取り組みされている個人のご家庭、事業者が多いということがわかりました。

しかし、一つ問題としましては、やっぱりコスト面で、初期費用ですね、問題があるということで、なかなか低公害車等の車であったり、大きな太陽光発電であったり、そういった大規模な設備に関して、コスト的な負担があるということで、興味はあるんだけど、取り組みができていないという回答も確認できました。こちらは、今申しあげた(3)番の分野別の評価のほうにもまとめさせていただきました。

こちらは、市民や事業者の皆様に対しまして、補助金等の情報提供を行政の方から、率先して行っていくべきではないかということで評価をさせていただいております。

この1番から4番の項目に関しましては、今、ちょっと足早に説明させていただきましたけれども、市民、事業者へのヒアリング、アンケートというものを中心に、今回この総括の方には盛り込まさせていただきましたので、中心にご説明をさせていただきました。

最後、25ページ、こちら第4章ということで、現計画の総括のまとめをさせていただきます。

評価では、やはり時代背景等関係することがあるんですけども、やはりやれている事とやれていない事というのが明確になりました。こちらの方ですが、ヒアリング等を通じまして、この環境基本計画を、平成14年に策定をしまして、犬山市が向かうべき方向というか、環境に関して、市民、事業者、行政の、進むべき方向というのが示されました。また、それに向かって地域の皆様の清掃活動などを中心に、活発に取り組みが、実施されております。しかし、継続的に活動は実施されておりますけれども、この計画の、認知度が薄れているっていうのはヒアリング等でも確認はできましたので、新しい計画を策定するに当たりまして、まずは、PDCA計画を、ちゃんとチェックしていくということを、まずは、次の計画では進行管理体制というものを、しっかり構築をいたしまして、また、作った計画を市民の皆様、事業者の皆様にも、広く周知をすることが必要であるというふうに考えております。

説明は以上です。よろしくお願いたします。

会 長 ありがとうございます。
以上、犬山市環境基本計画の総括（案）について、説明いただきました。
全体を通してというよりもまず、各章に分けて、説明していただきましたし、各章それぞれ独立した項目となっております。
こういう総括内容でどうかということで、コメントをいただければと、ご意見ないしは、コメントをいただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。順序として第1章から、順次、ご意見や要望を議論したいと思っておりますが、よろしいでしょうか。特に異論がないようですので、まず第1章は環境基本計画の総括についてということなんで、このような章について何か。ご意見、ありますでしょうか。

委 員 まず、やっていないことが非常に多いですけど、理由が書いていないというのと、あとこれからやるのかどうか。どうするんでしょうか。やっていないことは、わかった。非常にすぐれた取り組みをやろうとしていたという計画だと思う。それが、そのまま放棄されていた状態で、具体的な事業についてやっていないことが多いと、それをこれからやるのか、もしやらないというのであればその理由はなにか。

会 長 それは、項目全部にあてはまるので、その中で議論していけば。

委 員 今言っているのが、その章のことです。章ごとに答えていただければ。

会 長 1章は、環境基本計画の総括で、そう細かいことは、かかれていませんのでこういう考え方で、現環境基本計画について総括しましたということですので、文言等の修正があれば別ですけれども(1)(2)(3)(4)こういう形で総括しましたよということで、そこで○△×となっている。久世委員からの提案でそれぞれの項目に対してできたものはいいけども、いいかどうかは別として、×だったものに対してどう考えていくのか。時代遅れになったとか、それについて議論していければいいかなと思っておりますので、よろしいですか。第2章も現計画の評価で評価の考え方、評価基準の設定。

委 員 あの、答えがあるようですけど。

会 長 事務局、何かあれば。

事務局 あの委員のご質問については第3章の個別のことですよ。このなかでできた○のものは、良しとするんだけど、×とか△がついたものについては、今後どうしていくんだと言ったような趣旨でよろしいでしょうか。

会 長 第2章でね、評価の仕方、市による実施状況の評価を、こういう形でやりましたという評価の基準が、実施できた○、実施したが、部分的に実施できなかったら△、実施できなかった×というのでやりたいということですね。その理由とか内容がこれだけでは、わかりにくので、そのことについて、各章別に答えを欲しいというふうになりますので、○×△というのはいいですね。

委 員 はい、それでは、1章のところ、そういう記述がないものですから、やっていないことについて、今後やっていくよう努力していくとかという文言が必要かと。

会 長 第2章の○×△の評価の基準はこういうことで評価しましたというところ、ここでいいですね。

委 員 一番最初まとめの文章だと思うので、総括して、できていないということを確認したうえで今後必要であるものは、やっていくということが必要だということですね。

会 長 それでいいですね、これから……。ということで各ゾーンに入ります。1-1 市の実施状況、その評価、市民・事業者による実施状況、その評価、この中で、×をつけたものについて、どうだということを見据えてかいつまんで説明してください。そのことについては、またコメントしますので。付帯条項として次の計画で達成すべきではないかなど付帯条項意見として出していただければ、整理しやすいのでよろしくお願いします。まず、市の方で・・

事務局 まず、市の方の考えとしましては、今回総括ということで、まずはこの計画を今時点でどうだという評価を、○×△を付けさせていただきました。ただ、○を付けた項目についてもこれで終わりというわけではなく、△×も当然そうなんですけども、今現在改訂している環境基本計画の中で、再度これらのことを練り直して必要なものについては、整理しながら進めていくということになっております。当然○のものも効果があるものについては、今後も継続していくというふうになっております。

委 員 現状計画を4つの分野別の大項目、それからこの中に、もう一つ中項目もはいっていますよね。ちょっと字を小さくしてね、だけど、これ8年間でこれだけの目標をやるという内容ですよ。基本的には、これに対してもうちょっとステップごとに分けて、これらに対して日程を入れていくという方法はないだろうか。あまりにも、大項目中項目を8年間でやっていくという内容は、じゃあ1年2年でどこまでやるんだとかね。そういうのが見えないと思

うんですよね。ステップごとに分けた目標の期限、こういうのを設けてはどうかのかなと、やりやすいんじゃないかなと思いますけどどうでしょうか。

事務局

ご質問にお答えさせていただきます。

今回の総括については、やってきたことを、どう整理するかということですので、こういった形になっています。委員の言われた、今後策定する計画については、具体的な年月まではいかないですけど、例えば中期までにこれ、下期までにこれと言ったような整理は次の計画ではしていきたいと考えていますので、ご意見として承ります。

会 長

よろしいですか

次期計画は、もうちょっと考えなさいというご指摘だったと思いますので、ひとつ議事録に記入していただき付帯意見としたいと思いますので、よろしくお願いします。その他、できるだけたくさんの委員のご意見をいただきたいなと思いますので、なんなりと、案について注文を付けるということなんです、いかがでしょうか。

委 員

さっきの質問の個別のやっていない理由というのは示していただけののですか、さっきの回答がよくわからなかったの。それをやらないと、なぜ15年間もやっていなかったのか見えてこない。やっていないものの個別の理由を探っていくと共通点がみつかると、それこそが環境基本計画がおざなりになっていた本当の理由なわけです。これから作っていくうえで、それをちゃんと共有していかないと、また同じことがおこりかねない。その理由をはっきり明確にしていきたい。

事務局

今回の総括について確かに委員の言われる通り、やっていなかった、やったというところで止まっている。これをなぜやらなかったか、もしくは、できなかったということまで整理がついておりませんので、今日のご意見をいただいて、総括の中に個別でどこまでかけるかというところがあるのですが、そういった項目を盛り込んで整理していきたいと思います。

会 長

意見として、出す場合には、この目標設定は正しかったかどうかということもある。次期計画ではすでに時代遅れというものもあるかもしれませんし、無理な目標設定をしたということもあるかもしれません。そういうことをきちっと総括の中に盛り込んで次期計画に生かすという、そういう流れをつくっていただきたい。きちっと意見を出しておく、今全部具体的なこと言っても、ちょっと無理かもしれませんが、次期計画書作成するときに×、△をいれてもいいかな、○でなかったものについてどう反省するか、それを次の計画にどう生かしたんだということを冒頭に示していただくということで、いかがですか。

事務局 委員のおっしゃるとおり、今、申し上げました通り 137 の大きな項目がございますので、1つ1つ明確な答えがでるかわかりませんが、今会長がおっしゃったように時代背景ですとか、予算という話をしたら語弊がありますが、そういう中で、何かトレンドを見つけないと次の計画に反映できないということがありますので、努力をして総括の中にどこまで書き込めるかわかりませんが、努力して委員の意見を尊重するようにはしていきたいと思います。

会 長 またそれについては、報告いただくことになろうかと思えます。今日の諮問答申の中で全部やれというのは、ちょっと無理だし、手続き的なことをきっちと考えていただいて、一つ一つチェックするけれども、まとめたときにどういう問題として設定できるのかというね。そういうことを提示していただければ、もっとわかりやすいということになろうかと思えますので、きちんと議事録に書いてくださいね。これを付帯につけますので、非常に重要な指摘でありますから。ありがとうございました。

委 員 ○×△ありますよね、これっていうのは、いわゆるやりましたっていうところで止まったんですよね。この結果どうなったのか。そこをちょっと知りたいんですが。ここまでやって何も結果が出てないからいつも同じような話が出てくるんですけどね。例えば、草がぼうぼうでどうにもならん。こんな話もよくあるんですが、これを対応の仕方にもよるんですが、やったらどうなのっていうのは、やっぱり結果として欲しいんですよね。そういうのを載せていただいたら非常にわかりやすいんですが、いかがでしょうかね。

会 長 事務局お願いします。

事務局 では、ご質問に答えさせていただきます。

委 員 これらの行政の役割、例えば4ページで行きますと行政の役割がありまして、実施状況があります。これらを実施すると目標項目が達成されるであろうということで個別項目がぶら下がっていることになっています。個別の目標がある程度達成されるとことにより、目標が達成されたという結果となりますので、ひとつひとつのことが次にどうつながったかということは、計画全体のつくりとは、ちょっとちがうのかなと思います。

委 員 これはなんか中途半端ですね。こういうことやりますよ、まではいいんです。これはやりました、これをやりました、どうだったんですかというのが聞きたい。それを記していただければ、これは、まずいよねという部分をつきつめていかないと、何も変わらない。

事務局	これらの、例えばひとつの章として、これらの項目をやることによってどう変わっていったかという、大きなまとめについては、それぞれの分野別の評価に記載させていただいておりますが、もう一度表現を整理させていただいて、これらの事業を行ってきたことでどういった影響がでてきたのかについて、分野別の評価の中でもう一度整理していきたい。個別ひとつひとつ 137 すべてを、これをやったから何がどう変わったかというのは難しいです。
委員	それは当然です。
事務局	委員の申されているのは この実施状況の中で効果という欄があって、効果の中に、今の結果が出てくるとわかりやすいなというイメージかと理解します。ここの、それぞれの小項目を実施したらこうなりますよということが、一番最後のまとめと総括には書いてあるものの、一対一の関係が見づらいということもありますので、最大限実施状況に対する効果というものを、把握できる限り様式を変えるなりして、委員のご意見を尊重した形で修正できればと思います。
会長	色々評価の方式について議論があろうと思いますが、内容について、意見をいただければありがたいと思います。はいどうぞ
委員	お尋ねしたいと思います。例えば、(1) の市による実施状況の評価を見ますと、施策があって行政の役割があって、実施状況というのは行政がやったかやらないかの評価ですよね。最後の方にいきますと、市民、事業者による実施状況、市民による実施状況を書かれております、次に事業者による実施状況を書かれております。 3 番の部分、分野別の評価これは行政としての評価なのですか。行政としてのこの 1 章に対する評価として、こんなことができたよ、できなかったよとか、将来の取り組むべき課題だよということで掲げているということでしょうか。そういうことから見ると、最後の諮問された総括案の総括ですが、第 4 章を見ると、あまりにも簡単に書かれすぎているのではないかと。137 項目の内、何項目できました、何項目継続です、何項目できませんでした。それだけで終わるものではないのではないかと。 私はどう思うのですが、いかがでしょうか。
事務局	こちらの方ですね、行政の方は以前 3 月にも説明させていただいたんですけども、これを実施している関係課にヒアリング等を行って、こういった事業の実施状況はどうかということをやった結果、本当に単純にやったかやれないかというところで、こちらの表を整理しています。 環境基本計画については、市民や事業者への役割というものを割り振ってお

りまして、これは覚え細かく個別にいろいろ定めております。
これを確認する術がなかなかないということで、当時策定に関わっていただいた団体、それとか、市民の方々ですね。直接お邪魔しまして、この表をお見せして、こういったことが今までできただろうか、ということいろいろお話をさせていただきました。それらをまとめたものが、市民による実施状況、それから事業者による実施状況というところでコメントとしてまとめさせていただいております。ただ、その下の分野別の評価、これはちょっと表現の仕方が大変申し訳なかったと、評価ではなく、分野別のまとめという表現の方がよろしいかなと思うんですけども。それら、市民の方、それから事業者の方に聞いたものをまとめたものが、こちらの方になりますし、評価というか、整理は行政がしておりますので、まとめを誰がしたのかということになると、ヒアリングした結果を行政がまとめたといったような形になっております。

会 長 いまのご質問は、各章の各項は、実施状況、それから、分野別の評価の最後がおおざっぱすぎるということなので、総括について次にどう活かしていきますという、その各章別に評価をしたまとめをきちんとしてイメージして欲しいということでございますので、意見として記録しておいてください。

委 員 私がこんなことを言うと話しがもとに戻っちゃうけれども、これ○△×ありますけど、この×のものは現時点ではストップしているのですよね。例えば○をやっていくと△×のものがでてくる。その時に、またそれを取り出してまたやるという方法もひとつある。ということは○をずっと進めているとその○に対して細かくずっとやっているともまた違う部分がでてくる、その○をつけた分野で。その時点で修正をしていくという方法も取れると思う。ですから例えば○△×というものをつけられて現時点の状況を見て、市民のアンケート等も入れられてこういうような結果も出てますので、これはこれとして認めていただいてそれで進めるという方法もひとつではないかなと思います。

会 長 最初は章別に意見をお願いしたのですけれども、今のご意見では全体に係る意見もでてくるので、項目別の評価の方式をこれでやったんだと、その方法論について議論してもなかなか決着がつかないけれども、どう活かしていくのかということで、章別に、分野別にどうかという意見を述べていただければとありがたいと思います。まず第1章で分野別の評価でこういうことを評価として加えることができるのではないかとということがあれば

委 員 それぞれの皆さんに言われることは、僕たちから見ると、こういうところはおしいな、ということばかりだと思うんです。ただ、これ全体で見ますと、私たちですと、目標を掲げますと、何年までに大体これを達成したいと、そ

ういったのがとれないんですね。一項目でも結構ですから、あと1年2年で、ここまでもっていきたいというのが見えない。それをさせていただくとやっぱりそれに向かって、行動ができるんじゃないかなと思います。ほとんど見ると評価だけです、いろいろ言われても皆さんわからないんだよ。自分たちもわからない。それではいかんと思うんで、簡単で結構ですので、こういうのはこのまま目標立てますよ、これはこういうふうにやりますよと、というような形の評価といいますか、そういうのを書いていただければ、向かってできるんじゃないかなと思います。

委員 ちよつと事務局の方に聞きたいんですけど、今、委員おっしゃったような、例えば、スケジュール管理のバクツとしたものができませんか。スケジュール管理なんていうのは、細かくみれば細かくするほど当たりますよ。ですから、これは私の意見として聞いていただければ。バクツとしたものでいいですから、そういうものを皆さんにお示しすることによってね、ここまでこれは進んでるなど。ここまで進んでこんな内容だったら、これはよしとして、削除してもいいんだ、とか。そのような方向付け、ベクトル合わせができると思うんですよ。そういう本当にバクツとしたものでいいですから、そこら辺出すことできませんか。細かいものはいりませんよ。

事務局 会長、よろしいですか。委員がおっしゃったのは、現計画の総括に対して次の改訂がございますけど、そこにつなぐための、つなぎのようなイメージのものを総括の中に描くというイメージでしょうか。

委員 進んでいるということを審議会の委員に対してもね、例えばなんだかの格好で市民なんかに発表をするということがあるかもしれませんけれども、そういうような示しを出したい。そうじゃないとなにもやっとなんたということになる。あるいは、×にしたものが、せっかく俺たちが提案をしたのについてまにか×になっている、というのはちょっとまずいと思いますから×は×なりにこういうことをやったんだけど×になっちゃたよ、ということがある程度スケジュール管理の中でわかれば良いのです。わかればそういうもののベクトル合わせをきちんとされた方が僕は内容がある程度濃いものになると思います。

会長 はい、ありがとうございます。委員のご意見は、次の計画を立てる時のスケジュール管理をしっかりしなさいと。いうことをふまえて考えると、なぜ平成22年度までの計画期間のものが、令和元年度で議論するんだ、総括を、ということに対する反省に繋がっていくと。すべて計画行政であるんですから、計画行政はまさに年次計画が基本になりますよね。目標年次もある。中身は、○×△でなくて、まず年次別のスケジュールをきちっと進められたかどうかと、この計画年度でできなかつたんで次に渡すとかね、そういうこと

だと思しますので、ぜひそれは全体の総括の第4章の方にね、書いていきたいと、そういうことがどうですか。次の計画に活かすために総括をやってるんで、そこで活かしていただきたいというのが、皆さんのご意見で、そういう附帯条項に書き込んでいただくということによろしいですか。

事務局 すいません、今、議論いただいているのが策定プロセスに関わるスケジュール管理なのか、計画の進捗にかかる話が混在してるのかなという気がしております。計画の進捗管理についてはですね、今回第4章のほうで記載させていただいた通り、簡単な書き方ですけど PDCA サイクルがまわるように、今後の進捗管理がしっかりできるように、そういった体制の構築についても次の計画では考えていくことを記載させていただいております。当然そういうことをふまえながら次の計画のほうは策定させていただきますので、進捗管理はそちらで整理をさせていただきます。策定プロセスのほうを明らかにというとなると、それを総括の中でするのか計画以外で委員の皆様へ こういうかたちで総括をまとめていって、次はこういったプロセスで計画策定をしていきますよ、ということについてなのか、どちらなのかといったところをお聞きしたいのですけれども。それを総括の中にどう落とし込んでいくのがベストなんだろうかと。

委員 事務局の仰ってるのはよくわかるんですけど、確かに PDCA だとかそういう書き方をしておりますね。で、PDCA っていうのは、一つのやり方を書いてあるんですね。じゃあどんな形でやられましたかというのと、PDCA でやりましたっていう、それだけでは終わらんのですね。だからやっぱり個々の問題に関して、具体的にスケジュール管理すれば、いつごろまでに、これについては目安をつけますよ、やったのだけどこれは駄目だから削除しますよ、ということではいいと思うのですね。

事務局 今回の総括でそういったことができていなかったから、進めるかどうかわからない状態であったということがあるものですから、次期の計画ではそういうところを踏まえながら、やることを総括のなかで盛り込むということによろしいでしょうか。次の計画では整理します。

委員 他の方の意見も聞いてみてください。

会長 いいですか。どうぞ。

委員 第1章という話だったんでちょっと黙ってたんですけども、全体の話しになってるようなんで、少し私の考え方を話しますと、2章の評価の考え方ところで、総括にあたっては、定量的な指標ができていない、それから従前値に基準の従前値やベンチマークもわからない、ということになってますよ

ね。いやベンチマークはなくて、目標も定量的なものできてないというのが一番の問題だと思うんですよ、過去のはね。このことをパラパラと全体を読んでいくとわかるんですけど、ここが一番まずかったんです。各セクションにこれがどう降りて、いつだれが何をいつまでにやるんだということができてなかった反省点が、この評価には明確になってない。それがあればいいんじゃないかなと思います。これを○△×との評価しかできない現状でしょうから、これはこれで終わったものについてもこれでいくしかないのかなと。

第4章の全体総括ですね。ここでは、PDCA とかなんかいろいろ出てきますけど、次の計画のところですね。そこでは、PDCA というのはやっぱりベンチマークがまずはっきりしてなくては駄目だと。誰が何をいつまでにどのような方法でやるか、というようなものを明確しないと絶対評価できません。評価できる形で今度はやりますよと。前のは残念ながらそこは出来ていなかったということ。また、だれができているのかということなんですが、少しその辺りを反省点として、表現をされた方が良いのかなと思います。次期計画についても、そこを直せば、回っていくもんだと思います。もちろん、いつだれがどこをどうする、いつまでにするとなれば、予算も絡んでくるんですけど、そういうところにはいかないとおそらく、目標がどう達成できたか、或いはもう技術革新が進んでやらなくてもよくなった、或いは他の要因でできてしまったというのはあるんですけど、そういう方法も含めてね明確になると思うんで。ぜひそういう形でいかれたらどうかなと私は考えます。だから過去の計画についてはこれでしかしょうがないのかな。ただ反省すべき点をもう少し明確にしといたほうがいいのかと思います。以上です。

会 長

ありがとうございました。

すべて第4章への記されていると思うんですけどね。ほかにご意見ありましたら。

委 員

先ほどのご意見に賛成ですけれども、これをいろいろいじっていてもあまり進むことがないというか、その反省すべき点は山盛りにあるんですけども、そこを突っ込んでいっても、そもそものこの構成がやっぱり無理があるというかですね、そういう不備が多すぎるんだと思うんで、それを大きな反省点としてとらえていただくしかないと思います。

じゃあほっといていいかっていうと別にそういう状況でもなくて、環境政策の難しさだと思うんですけども、極端なことを言えば環境の質を向上させるというのが環境政策の目的のはずなんですね。ということは、向上するのであれば、もしかしたらこれいっぱい書いてありますけど1個やればよかったかもしれないわけですよ、極端なこと言えば。でも、行政としてはそうもいかないですし、あと、すぐに結果が見えることと、見えないことと両方あるはずなんですね。それをきちんと整理していかないと。例えば、6 ペ

ージ、目標項目というところにBODであるとか窒素とかリンの低減をするというふうに書いてあるんですね。これは、測ることができるものですので、何をしようとして下がっていればそれで目標は達成できてはるはずで、これはきちんと原因と結果、なにが原因でBODが上がってしまってるのかがわかっているならば、その原因を取り除くなり、減らすなりする政策をとれば減るはずですね。そこが整備さえできてればいいと思うんですね。

でもその一方で、例えばその下にあるアダプトプログラムの組織化と増加とあるんですけどもこれもおそらく、ちょっと普及活動に近いようなものかなと思うんですが、こういうのは、評価しろって言うてもなかなかやっぱ難しいと思うんですね。長期的にはおそらく、市民がみんな協力することによって環境にプラスであろうという前提のもとにやるんですけども、1年5年10年ぐらいですぐに結果が出るかっていうとやっぱり難しい。

でもそれは認めるしかないと思うんですね。でもお金をかけて時間をかけてやることに、普及活動には意味があるって言うことがきちんとどこかに書いてあれば、これから先も、こういうプログラムを作って助成金を出しますとか、協力を求めますって言うことにきちんと説得力があるということがいえるんじゃないかなと思うんですね。ですので、ちょっとこれは次の段階への提案なんですけれども、測れるものと、測れないけどでも行政としてやるべきだろうと、現時点で考えられる物をちゃんと整理して、その上で、こういう活動していきましようって言うことを整理したらどうかなあと思います。

会 長 ありがとうございます。よろしいですか。ほかご意見あれば。

委 員 総括なのに評価ということでありましたので、皆さん、ちょっと違和感。総括だからどういう成果があったのか、どういう問題があったのか、というところからあえて次に示唆するものがちょっと載っとれば、きちっとした総括になると思う。

ただ、これ長いこと時間が経っちゃったという部分で、なかなか検証が難しいという部分があるもんですから、やむを得んと思いますが。だからこの項目については評価でしか判断できん。どういう成果があったのかどうなのかというところまでたどり着いてないもんですから、私は今回の場合に限って評価でも、やむを得んかなという思いです。例えばISO14001の関係も○になってますけども、成果からいったら全く成果ないもんですから、評価は○なんですけども成果は×ということになります。

委 員 それから、自然エネルギーでね、太陽光も対応もやっていないのに、やったということですけど、太陽光で犬山市が成果が出ているかっていうと、×ではないけどね、△の上ぐらい。それからもう一つバイオマスがありますけども、バイオマスは、評価は○ですけども、実際何も無いわけですね、成果としては。けども、これは検討したと、いろいろ模索し、できるかできんか

検討したことで、○になっています。だからこの辺のところでは若干違うけども、これいろいろと言っていると、次に進まないもんですから、今は、どうしたら次の計画に活かしていくか、それから次の計画が具体的なものをできるだけものになっていくかということで議論していく必要があると思うんです。

あんまり根掘り葉掘りやると、いろいろあれば、一つ一つ○か×かっていう話になると、言いたくなるんですけども、そこまで一つ一つやったら大変です。環境の問題では、一番、この問題がさっき言ったPDCAがきちっとされてなかったというのが原因ですけども、環境の問題は、先生が言われたように非常にスパンの長いこともあるし、分野がものすごく広いもんですから、単純にいかないという部分もあるんですけど、次はやっぱこれをきちっとやってこうという一つの総括をされてるので、そこはその通りだなというふうに思います。

会 長

ここでは、○△×の評価手法の議論はやめたいと思いますので、他にいろいろね、定性的な評価であろうと、定量化する手法があるんで、統計学的手法を使えばね、できるんですけど、それはちょっといきなりやれと言っても無理なことだろうと思いますので、とりあえずという形で評価された。終わったことは仕方がないということがあるかもしれませんけども、どうしてもこういう評価では困るなっていうところがあれば、指摘していただければ。新郷瀬川の多自然型河川づくりを県の指導でしたけれども、全部市民が協力してきてるんで。それは市の取り組みでは×になってるんで、そういうことをどういうふうに、評価の中に加えるかという、何かご意見いただければと思いますが、

委 員

施策っていいですか、もうちょっと、具体的にわかりやすく、こう決めたらいいんじゃないかなと思います。非常に完全には、できないことばかりのような気がするんですが、もう動くことしか能がないので、ですのでこつこつ体を動かすしかないと考えております。

委 員

すいません。今、委員が言われたように、僕もスケジュール管理をきちんとすれば見えるものが見えてくると思います。実際は○になっているけどスケジュール管理を見たけど出来ない。ダイオキシンの問題でもね、確かに犬山に山がある、山があってもじゃあその山をどこから切るのとか、どれだけの量切るの、その量でバイオマスって働くかって考えるとすぐペイできるのかなって。検討したという委員が言われたとおり、○になる。その辺をスケジュール管理をずっと一つ一つ変な話 137 項目ということで多いですが、SDGsをやろうとするとこんなことばっかではすみませんですよ。137項目全部をスケジュールにちゃんとぶち込んで、ダメなやつはダメでいいじゃないの、こういうことでダメだという判断をしまして、ということを次回

の審議会かなんかわかりませんが、例えば審議会でも何でもいいですけど、みんなに話をしていただければ皆さん理解してもらえますと思います。ですからたたき台の切り口のものがないとわからない。それを少しわからしてください、という話なんです。だからそのためにはスケジュール管理をきちんとすることが必要だと思うんです。スケジュール管理をすることによってPDCAがちゃんとまわります。きちんと、まわると思います。

会 長 おわかりでしょうね。第4章の真ん中辺に「基本計画という性格上、当時は理想的な目標も必要であるかと推察すると、目標の約半数が達成されており」、という記述があるが、こうでないというふうに考えてくださいということですよ。だからこれからのことを考えていきましたように、これを、現計画の総括に入れるのではなくて、新計画の冒頭に打ち出すべきなんですよ。だからその辺を考え方も含めて現計画の総括に対して、何人かの委員から指摘されたことをきちんと意見として書き込んでいただきたいと思います。

委 員 会長。その第4章のところなんですけれど、137の項目があったということについては事実であって44できなかった。で、この中にはやらなかったということもあると思います。やろうとしなかった。だから、その状況の中でその下の方に、概ね良好な進捗であったと評価できるというのは僕は書いてはいけない言葉だと思います。もう一つ、今の合理的な根拠ということもここにあると、以前の計画自体は合理的根拠のないものが入っていると、いうようなことに受けとめてしまうので。ただ当時に、これを書いた方々の思いはそうではなかったはず。やれることだと、長期的にはやれることだと思ってそれを書いているはずなので大変失礼な言葉にあたるから僕はこれは削除すべきだと思います。

会 長 いかがですか、事務局。答えていただければ。

事務局 法的な根拠ということで前回の委員会でもご指摘をいただいて、策定当時の現状値ですとか目標値という解析できる根拠があるものがないかというところで、様々なところを調べさせていただいたり、古い書類等を確認させていただきましたが、それが出てこなかったというところで、端的な書き方で「合理的な根拠」という書き方になると思います。そういった面では配慮の足りない記述でありますので表現については再考させていただきます。

委 員 要するにやれることしかやらないような計画に次もしてはいけない。やれないけど今のところ頑張ったらやれるというのが計画だと僕は思っている。出来ることに限定した計画にしてはいけないということです。

会 長

そうですね。そういう点で、修正を、私もこの基本計画で例えば理想的な目標を掲げられていると。これは環境基本計画策定委員会で着手されて、環境審議会へ諮問されたんで、それを審議会です承したという経緯があります。その時も私は会長をやったんですけども、理想的な目標だから実現しなくてもいい、ということは一切ありません。だから理想に近づくということが大事なんだ。そういうことなんで、この表現にも、やっぱり当時この計画を策定した人たちは大勢関わってるんですよ。いろんな意見を全部出たのも載せておりますし、審議会は、基本計画を策定する機関じゃないんで、答えを持ってきてもらってそれを議論する。ただし、事実をちゃんとオープンにしたいということで審議会2人の委員を策定委員会に送り込み、情報は全部言えよ、ということをやってますので、こういうことは計画理念の中に、盛り込まれていなかった。

確かにできないことはあるだろうというふうに、それは言い訳でなくてやっぱり諸般の事情を考えるということであれば、きちんと総括すればいいわけですけども、この推察するっていう、これは策定した当時の委員が何人かまだおられると思いますけれども、私も審議会で承認した手前、こういう考え方は承認しておりませんので、ここはちょっと削除しておいていただきたいと思います。よろしいですね。もう一度整理して。時代が変わったとかね、いいけども、新たな税の創出なんかは、実現は難しいということですよ。この当時はそうだったかもしれないけど、今森林環境税を県もだし国もやってるんで、それを次に活かしてもらえば、そういう表現をとって欲しいですね、後ろ向きでなくて前向きに。委員もそういうことを言われていると思いますのでね、やらなかったっていうのはちょっとこれは。「やれなかった」と「やらなかった」とではぜんぜん意味がが違うんですよ。「やれなかった」というといろんな事情があるんだということ客観的に分析する。という振り分けをきちんとやっていただきたいというのが附帯意見です。特に×をつけた部分についてその辺もうちょっとやってもらえればいい。そうするとやれない目標もあるわけですね、やらないでいいとか、うん。そのやり方変えて次に、次の計画に生かしていくという、そういうふうにしていただければいいかなと思います。お願いします。

その他、答申案に書き込んでいかないといけないので何でもおしゃってください。

委 員

いろいろ皆さんもおっしゃったように×が非常に多いっていうのがすごく印象が強くなっちゃってるんだと思います。今の話も、大体の方はこれは×だっていうと、理由だとかをちゃんと書かないって議論になっちゃっていると思いますけども、基本的に今じゃないんだ。8年前までにやるはずだった計画の総括ですから、できてないのが×は仕方がないんですけども、できたところっていうのもたくさんあるわけで、できたところを積極的に書き込むっていう、総括のところに書き込む、いわゆる第4章のところだと思

います。やっぱ非常にこれは短いので、短いと、ちょっと人間的にどうしてもできなかつたところに目が行く。だから、できたところを聞かれてもちゃんとその代表的な部分をちゃんと総括して、その上でできなかつた事を今まで皆さんおっしゃったように、なぜできなかつたかとか、それから、そういったものを簡略にでもいいから書き込んでいく、っていうことなんじゃないかなというふうに思います。

あらゆる計画は、ほとんど計画って完璧にできましたっていう結論な計画ってほとんどないですね。こういうところにこういう総合的なものになれば、ですねやっぱそのこのところの書き方が、もう一つ何か、短くまとめようとしてるところがあるんでしょうけど。短くまとめようとしすぎてて、そういうきちとした総括になりきってないんじゃないのかなという気はさっきからしています。それと、あとはこれを総括するっていうのは、大体いつもそうですけども、次に向けての反省といたらおかしいんですけど、僕らもそうですけど、だいたいこういうことになったときは、次に向けて総括やってっていうところを次どうするかとか、次をあらたにどうするかっていうことでやってることなので、ただ単純にできませんでした、とか、難しいものもあつたからっていうだけでは、総括の意味がないと思うんですね、なので、次のプラン、次の長期計画に向けても、参考になるようなまとめが最後されているっていうのがとても大事だと思ってます。そういう意味でもやっぱりできたところ、できなかつたところをはっきりさせてですね、できた理由、できなかつた理由をわかるように、最後大きくまとめていただける方が本当はいいんだよなっていうふうに思いながら聞いてました。

会 長

よろしいですか。ほか。発言いただければと思いますが、非常に大事なことを皆さんおっしゃってますのでね、きちっと記録してくださいね。よろしいでしょうか。

環境審議会まだまだ開かれますんで、この総括案に対する答申はこちらの意見を付して、答申すると。それは皆さんおっしゃってるように次の計画に生かして欲しいと、もう振り返ってみても仕方ないんで、この書き方がどうだと言ってみても、はっきり言ってやれなかつたことはやれなかつた。だから、なぜやれなかつたのか、なぜ実現しなかつたのかをきちんと総括をしてそれはもう次の計画に生かしてもらおうと。ここになんぼ、書き込んでみてもそれはそれで終わるんでね。そういう考えで、よろしいでしょうか。

まだ新計画の時、新しい計画ができれば、ここに示されますので、そこで皆さん今日ご指摘にあつたように詳しくきちんと評価されて、書き込まれているかどうか、また、審議されますのでね、ぜひ生かしていただければと思います。

一つだけ注文付けておきます、会長として。議論を進める上で、久世委員が言われたように○△×だけではわからないよと、×の内容が全然具体的に示されていない、やらなかつたのか、やれなかつたのか、なんで出来なかつた

のか、なんでやらなかったのか。「やれなかった集」みたいなもの作ってみて、ここ、もっと細かいことを考えてたはずなんですよね、環境基本計画にはね。それをもうちょっと細かく、なんでできなかったのかを出してもらえれば。そういうことで、具体的な形で評価の基準に合わせた実際の内容をですね、そういうのを今後、ここでの審議のための資料として提供していただければ、具体的に議論ができると。もっとこんなことできないかという議論できろうかとそう思います。ちょっとわかりにくい面がある。事業を実施するのはいいんですけどね。そういうわけじゃなくて、しててもやっぱりそういうのきちっと押さえるという、丁寧な資料の出し方へ、これ以上いければと。そんなふうに思います。

これは議事進行役として、お願い。以上の議論に焦点をさぼるかっていうことで、できなくなる総文ではね、駄目なんでね、お願いしておきたいです。でよろしく受け入れていただければ。これは総括だけで終わる問題ではないんで、現計画の総括だけで終わる問題ではないわけですよ。

分野別の評価に関してはいろいろ立場でご意見もあろうかと思えますけれども、とりあえず行政段階でも評価として、市長から意見を欲しいと言う事が出されたもので、市民による実施状況、事業者による実施状況もまとめられておりますけれども、こういう細目について、これはこれで受け取るということで、附帯意見をつけてお返しすると、そういうことになりますのでね。よろしいでしょうか。で、きちんと意見が整理されたかどうかの確認は会長と副会長にやらしていただきますが、よろしいですか。

委員 はい

会長 ありがとうございます。

それでもって答申書を作成して、また審議会を開くのもなんだからお任せいただいて、こういうふうな答申書を作りましたと、というものを委員全員に配っていただくという手順を踏みたいと思います。私も関わった国の政策の審議会でもそうで、いちおうこういう状況の意見を全部出していただいて、これを書き込みます。それで答申書を作成して、諮問されている市長に届けるという、そういう手順で進めさせていただきたいと思います。漏れがないように2人で責任もってチェックさせていただきますので、ご承認いただければと思います。

以上で、いろいろご意見もまだまだあろうかと思えますけれども、本日、市長からの諮問いただいた、犬山市環境基本計画の総括案について、いくつかの附帯条件付きで、答申すると、いうことで進めさせていただきますので、事務局、まとめをよろしく願いいたします。ありがとうございました。

続きまして、議事次第にありますように、次の段階になるわけですけれども報告事項、今の段階では報告事項になっておりますが、犬山市環境基本計画策定について、どのように進められてるかということだろうと思えますし、

事務局

それから、環境審議会委員の委嘱期間満了について、この2件、報告をお願いいたします。

はい。それでは報告事項につきまして、ご説明ご報告をさせていただきます。まず(1)の犬山市環境基本計画策定についてということで、ご説明させていただきます。新たな環境基本計画の策定に向けまして、現在、環境課の方での取り組みということでご報告させていただきます。

こちらは市民懇談会の開催ということで、今年3月の2日、6月16日、9月29日の3回ですね、開催をさせていただきました。3月2日は35名、6月16日は24名、9月29日第3回は、28名の市民の皆様、また事業者の皆様にご参加いただきまして、環境に関する意見をいただいております。

また、第4回目ということで、次回、12月22日に市役所の205会議室で開催を予定しておりますのでご報告をさせていただきます。

また、今回の総括の参考にもさせていただいておりますアンケートの実施について、ご報告をさせていただきたいと思っております。

事前にお配りさせていただきました資料、報告書がアンケートの調査報告書、こちらは、まだ速報版という形で皆様のお手元に郵送させていただきました。こちらのアンケートですけれども、市民、事業所を対象に行いました。開いていただきますと概要という形でございますけれども、こちら市民宛てには1500通送付いたしまして、686通の返信がありました。事業所におきましては、350通送付いたしまして155通の返信回答がございましたので、大体それぞれ45%ほどの回答率ということで、内容に関しましては、速報版ということで皆様のお手元にごございますけれども、現在、最終の取りまとめの方を行っております、こちらを新たな環境基本計画の資料として盛り込んでいきたいと考えておりますので、ご報告をさせていただきます。

続きまして、(2)審議会委員の委嘱期間の満了についてご説明させていただきます。

現在、20名の委員の皆様にご委嘱させていただいておりますけれども、水野正光委員、久世委員におきましては今年の8月30日から2年間ということで、新たに委嘱させていただいております。また、その他の皆様に関しましては、今月26日をもって、委員の任期満了という形になります。

その後ですねまた新たな委員のですね、委嘱というような形になりますけれども、またですね、事務局の方、市の方より次の委員の皆様にご依頼をさせていただくという手続きをですね、また早急にとっていきたく思っておりますので、各団体におきましては選任という形で、委員の委嘱をさせていただいている団体でございますので、選任依頼という形で文章の方お送りをさせていただきますので、よろしくお願いをいたします。

また、委員の中で市民代表の委員の方もいらっしゃいます。こちらのご報告だけさせていただきます。新たな委員の公募をさせていただきました。次期委員も今回と同様の5名を市民代表という形で予定をしております、応募

者数が 11 名ございました。審査のもとですね、委員の決定という形で進めさせていただきます。今回、委員の選考審査を学識を有する方をお願いをさせていただきたいと思っております。審査方法をご説明させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。事務局からは以上となります。

会 長 学識委員によって選んでもらうという、できたら具体的にどういう方をお願いするのかというのは、今のところ公表できませんか。

事務局 前回までは公募の方については事務局のほうで名前を伏せた形で点数評価をし、市長、副市長で総合的な評価をして、お願いをしていました。そういった評価ではなく外部の方で、というところで審査方法を考えまして、環境審議会委員の学識者の枠で委員になっていただいている方に応募者の名前を伏せた形で評価をお願いできればと考えております。5 名学識の方がみえますが、審議会の役職に就かれています若井委員と林会長を抜いた残りの 3 名の方で名を伏せた形で評価をお願いしたいと思います。その関係で、今日終わりましたらその説明だけ少しさせていただきたいと思しますので少しだけ残っていただくようお願いします。で、もう一人の方は今日お休みですから改めてお伺いして説明をしてみたいと思っております。

会 長 以上、ご質問等ありましたら。なければ次に、その他、本日配布資料で、タイトルを見るとドキッとすることがありますけれども、犬山市における土壌汚染について、これに係る件ですね報告をお願いします。

事務局 2 点報告させていただきます。
お手元の資料をご覧くださいながら、よろしくお願いいたします。
まず、1 点目。こちらの方は東洋紡株式会社において土壌汚染ということですので。資料につきましては、愛知県が 10 月 7 日に公表した資料となっております。記者発表資料です。場所につきましては裏面に細かくてわかりづらいかもしれませんが、木津地内にあります東洋紡株式会社の工場敷地内でのこと書いてあります。内容としましては、土壌の一部からヒ素が検出されまして環境基準の 1.8 倍ということになっております。結論から言いますと、汚染の範囲はかなり限定的であります。まず、工場の敷地内で、3000 平米以上の掘削というか、土地の形状変更する場合において、愛知県に届け出が必要となってきます。その際に、愛知県から東洋紡株式会社に、今までの事業内容、地歴の調査を行いなさいという話がされておりまして、その中で、水銀とセレンとヒ素、その三つの物質について調査を指示がされていると聞いております。その調査を、30 メートル×30 メートルの区域を 16 地点設定されまして、1 点について 5 ヶ所の土を混合して検査をしまして、その 16 地点のうち 1 地点からヒ素が検出された。さらに絞り込むために、その地点をさらに細かく検査をしたところ、その中でも、1 箇所のみヒ素が出てきたと

ということで、ヒ素で汚染されてる土地は、非常に限定的であるということが公表されております。東洋紡のことは以上となります。今後の対応については、愛知県と東洋紡株式会社の方で対応進めており、飛散のないように、掘削状況、或いはその飛散防止に努めていくということを確認しております。掘削除去を考えているというふうに聞いております。

委員 質問を。周辺の自治会にですね、これ、工場の半径500m以内の、この周辺の自治体の井戸の検査は実施をされたのでしょうか。

事務局 はい。そうですね。東洋紡に関しましては土壌の検査と、土壌溶出量の検査と、あと地下水の調査と三種類をやっております、今回ヒ素が検出されたのは土壌含有量調査で、地下水からはヒ素は検出されておられません。で、そういった調査を実施していません。

続きまして、もう一枚の資料に移らせていただきます。こちらは、上野にありますオリンパス製紙株式会社で、希硫酸が漏えいしたというものです。こちらの資料は、犬山市が作成しております。

10月7日に工場内で希硫酸が漏えいしております。9日の日に犬山市に報告がありまして、県と連携して、現地の確認に行っております。その後、11日にかけて、愛知県と公表についての協議というか話をしましたが、愛知県の方は、法令による公表というのは、汚染範囲が確定して、汚染が明確になった後になるということでしたので、犬山市としましては市民の安全を最優先と考えまして、市が把握してます情報の範囲で、工場の半径500メートル以内の井戸の利用者を中心に、井戸水の飲用控えるように電話で注意喚起をさせていただいております。また同日、同じく工場の周辺半径500メートル以内の五つの町内会の町会長さんのお宅に伺って、翌日より回覧をしていただくように依頼しております。連休明けまして、15日火曜日にオリンパス株式会社に対しまして、早急な調査の実施と関係住民の方に速やかな状況報告を再度依頼をさせていただき、同日に井戸の利用者と町会長様に、個別の訪問を開始したということを確認いたしております。以上です。

会長 以上、なにかご意見、質問ありましたら。過去の事例では、再発防止対策を講じたのち、当該企業から担当者が直近の環境審議会に来て、理由説明と、再発防止に対する確約をいただいておりますので、できたら、そういう手順を踏んでいただきたいと、そう思います。

委員 公表についてなんですけど、朝電話でも聞いたように、今朝、議員にもメールで配布されて、公表という措置になるのかどうか。この文章の上の方にある、1枚目か、事故の公表の打診をこれは県にしたということですね。県の対応としては調査の判明後に県はやる。けど、市の独自の判断として公表したと、僕はこれは評価したいところなんですけども、法令にべつに違反し

ていないかどうか、だけ確認をしたい。

事務局 今回の法令に基づくというと、水質汚濁防止法の関係で、県は公表の手順、プロセスを踏みたいと言っていました。我々はこちらに書いてある通り、市民を最優先ということを考えて、市長の指示もあり井戸水飲用指導、これは保健所管轄なんですけども、そういった側面で、近隣で地下水、もしくは井戸に影響のある可能性がある事故が発生しました、ですから飲用には気をつけてくださいよ、というところで関係の周囲の町会長に回覧させていただいた。これは回覧なので公表です。事態を公表させていただいた関係するところということですので。ですからこれ、下の担当課が健康推進課になっているのは、そういった理由から、井戸水の飲用指導というところで公表しております。

委員 違反ではないということ。

事務局 違反とかそういう判断をされるレベルのことじゃなくて、起こった事実を影響ある、影響するであろうと近隣の皆様にお知らせした。なにかにのっつて、ではない。

委員 水質汚濁法にのっつた公表、その措置ではなく市が独自に井戸水の飲用指導ということで公表されたということで。じゃあ水質汚濁法に基づいた公表というのはどういう事項が公表されるのでしょうか。

事務局 内容としては、土対法では今の東洋紡はでてるんですけども、この中で調査をした結果、例えば、汚染が確認されたのが硫酸ですので、汚染というレベルまでひよっとしたらいかないかもしれません。汚染が確認されたということになると、おそらくこの土対法のこのレベルと同じような様式で発表されるんじゃないかなという。

委員 はい。もうちょっと明確に本当は回答して欲しいんですけど。ちょっとごにゃごにゃしてる気がするんですけど。市が公表した基準というか根拠というのはあくまで市は行政指導の範囲である。ひよっとして条例化する必要があるのか確認したい。条例化してそれが正当化されるのであればそれを機会としてやっていけばいいし、もし今根拠がない状態だったら、その根拠は作っておかなければならないと思うんですよ。だから、脱法行為的に住民の生活を守ることは非常にいいことだけど、法令にはのっつてやっていかなければならない。そういうところを確認しないと。

事務局 行政指導の範囲で飲用指導ということでさせていただいています。

委員 事故が起こったということは公表してもいいわけですね。

事務局 事故が起こったことは事実ですので、その事実を皆さんにお知らせした。起こった事実はもうありますので。

会 長 起こった事実を公表するのは市でできるはずですね。県が調査して水質、地下水が汚染されていません、ならまだいいけど、汚染されてますということ遅れて公表しても意味がない。大同メタルの時もそうだったので、直ちに漏えいした事実を公表してくれと、そうすると周辺が注意するので、魚が死んだとかね、地下水はどこからどこまではわからないので、それとここにはなんで漏えいしたのか原因が書かれていないので、貯蔵タンクの底が抜けていたとかね、大同メタルがそうでしたが。そういうこともあったんで大同メタルは環境審議会に来て事情説明と謝罪をしましたね。管理がずさんだったと、で、こういうふうに変更したと、そういうこともありますのでやっぱりそういうのも含めて直ちにやること、事実は公表するというのを徹底すればいい。せっかく犬山市は地下水汚染の条例を策定しようということで地下水調査もやってきてますので条例策定は議会の仕事ですけどその延長線上で犬山だけでは終わらない、まあ場所によっては大口に汚染地下水を流す、この地域だと地下水流は北に流れるで、頭首工とかチェックできる場所ならいいけどそうではないところはチェックできなくなる木曾川の地下水がどう動くかわからない。表面は大きな川だから少量なら希釈されるけど、だからいいわけではないけど、犬山市が独自に地下水調査データに基づいて最悪の場合を想定するというのも独自にやればいいじゃないと私は思います。とくに地下水が浅いんですよ、浅いところで汚染されてるから。

委 員 あの、今の話しでね、発表のはちょっとおいといて、原因とオリンパス自体の調査結果はいつまでに出るのですか。

事務局 終期というのは明確に示されておられません。ただ調査を始めたというところのみの情報です。内容によっては1ヶ月、2ヶ月かかる想定もあるものだから、その辺はオリンパスと話をしながら判明した段階でのレベルレベルの情報をいただきたいという話はしていきたい。

委 員 発表のね、法的根拠うんぬんというのは置いといて、せっかく市として前向きに取り組んだことが、オリンパスの調査結果が長くなったと、そして調査結果をみたら大変なことだったということではこれは困る。だからそれこそさっきのスケジュール管理をね、そこらへんのスケジュールをきちんとしてもらわないと、聞いたほうも、五つの町会長も不安になるわねえ。だから何とかオリンパスなり、愛知県なりと打合せをね早くしてもらって、いつまでに調査結果が出ますよと、そして調査結果はこうだけど、これが今回出た原因はこうです。で原因に対する対策はこうですよ、というのをきちんと紙で出してもらおうというようなことをやらないかん。

事務局 調査によっては数か月かかるものもございますので、健康推進課のほうでオリパスと綿密に連絡をとりながら対応のほうを進めておりますので、その中で我々も情報ももらいながら把握はしていきたいと思います。で、把握しましたら整理のほうをさせていただいてお知らせをさせていただきたいと思います。

会 長 結果が判明次第お伝えいただければと思います。以上で。

委 員 会長。確認だけさせていただきたいのですけれど、調査は事業者がやる？県がやる？

事務局 事業者です。

委 員 それが県に報告されて、県から公表されるということですね。

事務局 そうです。汚染があった場合です。なかった場合は年に1回事故の報告が公表され、そこに載ります。個別の公表ではない。

会 長 事故の顛末をきちんと報告してもらえるわけですね。

委 員 今の話だと汚染がないという調査結果だった場合には、事故が起きたことも示されない？

事務局 公表はされるが個別の公表ではないということです。東洋紡のようにプレスリリースで1つの公表ではなくて、年に1回か半期に1回かわからないですが一覧にしてでるといふふうに聞いています。

委 員 市としてはそれこそ今回の回覧までしたんだから、市としてはこうだったよと、問題ありませんでしたよ、というような報告をちょっと出す必要はあるのでは。

事務局 そういったことは求めていないです。

委 員 水濁法で、PHですから、汚染としてとらえるものではないのかなあ、わからんですけど。東洋紡のほうは土対法ですからこれはたぶん浅いところで、この部分だけとって造成するのかなあ。その顛末だけ市は把握しておく必要があると思います。

会 長 慎重にやっていただいた方がいいと思います。地下浸透の場合は直ちに流下するとは限らない。どこかで浸透するか。地下水調査の委員会でも犬山市の

地下水年齢がわからない。どっかで汚染されてどのくらいのタイムスケジュールで拡散するのかわかってないですね。ですから瞬間データで汚染されていませんとって安心して、時間経って出てくる場合があるんですね。硫酸酸性だからいいかという話が考えられと思うんで。希硫酸そのもの流れたとは意味が違うんですね。その辺は市としては厳しく考えないと。県はどうせ人ごとなんで、それらを含めて総合的に犬山市がやってきたこと踏まえて、企業に対して厳しく対応しないといけない。企業のコンプライアンスに関わることなんで、知らない間に漏れていたなんて絶対に許されない、希硫酸でよかったなあ、なんて話には絶対ならないので、ひとつ慎重に扱っていただければと思います。よろしいですか。

それでは、そういうことで、ご協力ありがとうございました。定刻に終了になりましたが、事務局はわりといっぱい宿題抱え込んだと思いますので、きちんと総括に対しては、附帯条件をつけていただきたいと。そういうことを改めてお願いしておきます。

それでは本日の環境審議会令和元年度第1回犬山市環境審議会し、閉じさせていただきます。引き続き、引き受けられる方、また次回の委員会のときに、いろいろご意見賜ることになろうかと思うんです。わたしもね、任命されるかどうか別の問題で、もしできれば、また一緒に議論できるかと思うんです。とりあえず、2人の委員は、新委員ですけれども、私どもは、一緒に切れませんがね、そのあとまた、関われるかどうかわかりませんので、とりあえず、この任期中どうもいろいろお世話になり、ありがとうございました。

司 会

ありがとうございました。

長時間にわたるご審議ありがとうございました。これで審議会終了させていただきます。会長ありがとうございました。次回については、開催日程等決まりましたら、皆様にはお知らせさせていただきます。これをもちまして犬山市環境審査会を閉会させていただきます。ありがとうございました。

閉 会

年 月 日

上記に相違ないことを確認する。

(署名)

(署名)